

総社市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則

(総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 総社市教育委員会事務局処務規則(平成17年総社市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(分掌事務) 第6条 各課系の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 総務係 (1)～(20) 略 (21) <u>中学校等各種大会派遣経費助成</u> に関すること。 (22)～(28) 略 人権教育係 略 学校教育課及びこども夢づくり課 略			(分掌事務) 第6条 各課系の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 総務係 (1)～(20) 略 (21) <u>中学校各種大会派遣経費助成</u> に関すること。 (22)～(28) 略 人権教育係 略 学校教育課及びこども夢づくり課 略		
別表(第10条関係) 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			別表(第10条関係) 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項		
部長の専決事項	課名	課長の専決事項	部長の専決事項	課名	課長の専決事項
会計年度任用職	略		会計年度任用職	略	

改正後			改正前		
員の任免に関する こと。	学校教育課	1 校長，小学校， <u>中学校及び義務教育 学校</u> の教員並びに県費事務職員の改 姓届及び住所変更届に関すること。 2 略 3 校長並びに小学校， <u>中学校及び義務 教育学校</u> の教員の免許状に関するこ と。 4～7 略	員の任免に関する こと。	学校教育課	1 校長，小学校 <u>及び</u> 中学校の教員並び に県費事務職員の改姓届及び住所変 更届に関すること。 2 略 3 校長並びに小学校 <u>及び</u> 中学校の教 員の免許状に関すること。 4～7 略
	略			略	
備考 略			備考 略		

(総社市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 総社市教育委員会公印規則(平成17年総社市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後								改正前							
別表(第3条関係) 公印一覧表								別表(第3条関係) 公印一覧表							
公印の種類	整理 番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印 材	個 数	公印の種類	整理 番号	書体	寸法	保管課 (校園)	使用区分	印 材	個 数
略								略							
岡山県総社市 立新本小学校 長之印	47	〃	方18 ミリ	〃	新本小学校長名 をもってする文 書	〃	1	岡山県総社市 立新本小学校 長之印	47	〃	方18 ミリ	〃	新本小学校長名 をもってする文 書	〃	1
								総社市立昭和	48	〃	方45	昭和小	昭和小学校名を	〃	1

改正後							改正前								
							小学校之印			ミリ	学校	もってする文書			
							〃	49	〃	方30 ミリ	〃	〃	〃	1	
							総社市立昭和 小学校長之印	50	〃	方18 ミリ	〃	昭和小学校長名 もってする文 書	〃	1	
総社市立昭和 五つ星学園義 務教育学校之 印	48	〃	方45 ミリ	昭和五 つ星学 園義務 教育学 校	昭和五つ星学園 義務教育学校名 もってする文 書	〃	2								
〃	49	〃	方30 ミリ	〃	〃	〃	2								
総社市立昭和 五つ星学園義 務教育学校長 之印	50	〃	方18 ミリ	〃	昭和五つ星学園 義務教育学校長 名もってする 文書	〃	2								
削除	51														
〃	52														
〃	53														
総社市立山手 小学校	54	<u>てん</u> <u>書</u>	方45 ミリ	山手小 学校	山手小学校名を もってする文書	<u>木</u>	1	総社市立山手 小学校	54	〃	方45 ミリ	山手小 学校	山手小学校名を もってする文書	〃	1
略								略							
削除	69							総社市立昭和 中学校之印	69	〃	方45 ミリ	昭和 中 学 校	昭和中学校名を もってする文書	〃	1
〃	70							〃	70	〃	方30 ミリ	〃	〃	〃	1
〃	71							総社市立昭和 中学校長之印	71	〃	方18 ミリ	〃	昭和中学校長名 もってする文	〃	1

改正後								改正前							
岡山県総社市立総社幼稚園印	72	<u>てん</u> 晝	方30 ミリ	総社幼稚園	総社幼稚園名をもつてする文書	<u>木</u>	1	岡山県総社市立総社幼稚園印	72	<u>〃</u>	方30 ミリ	総社幼稚園	書 総社幼稚園名をもつてする文書	<u>〃</u>	1
略								略							
総社市立新本幼稚園長之印	99	〃	方21 ミリ	〃	新本幼稚園長名をもつてする文書	〃	1	総社市立新本幼稚園長之印	99	〃	方21 ミリ	〃	新本幼稚園長名をもつてする文書	〃	1
総社市立昭和五つ星学園幼稚園之印	100	〃	方30 ミリ	昭和五つ星学園幼稚園	昭和五つ星学園幼稚園名をもつてする文書	〃	1	総社市立昭和幼稚園之印	100	〃	方30 ミリ	昭和幼稚園	昭和幼稚園名をもつてする文書	〃	1
総社市立昭和五つ星学園幼稚園長之印	101	〃	方21 ミリ	〃	昭和五つ星学園幼稚園長名をもつてする文書	〃	1	総社市立昭和幼稚園長之印	101	〃	方21 ミリ	〃	昭和幼稚園長名をもつてする文書	〃	1
削除	102							総社市立維新幼稚園之印	102	<u>〃</u>	<u>方30</u> <u>ミリ</u>	<u>維新幼稚園</u>	<u>維新幼稚園名をもつてする文書</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>
<u>〃</u>	103							総社市立維新幼稚園長之印	103	<u>〃</u>	<u>方21</u> <u>ミリ</u>	<u>〃</u>	<u>維新幼稚園長名をもつてする文書</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>
総社市立山手幼稚園	104	<u>てん</u> 晝	方36 ミリ	山手幼稚園	山手幼稚園名をもつてする文書	<u>木</u>	1	総社市立山手幼稚園	104	<u>〃</u>	方36 ミリ	山手幼稚園	山手幼稚園名をもつてする文書	<u>〃</u>	1
略								略							

(総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p><u>総社市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則</u></p>	<p><u>総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則</u></p>																				
<p>第1条 この規則は、総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）に基づいて設置された<u>総社市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学齢児童・生徒の通学区域を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 義務教育校学校学齢児童及び生徒の通学区域を別表第3のとおり定める。</u></p>	<p>第1条 この規則は、総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）に基づいて設置された<u>総社市立小学校及び中学校</u>の学齢児童・生徒の通学区域を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>																				
<p>別表第1（第2条関係） <u>小学校学齢児童の通学区域</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">校 名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>新本小学校</td> <td>新本</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	校 名	通学区域	略		新本小学校	新本	略		<p>別表第1（第2条関係） <u>総社市立小学校通学区域</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">校 名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>新本小学校</td> <td>新本</td> </tr> <tr> <td>昭和小学校</td> <td>美袋，日羽，下倉，延原，宇山，槁，種井の一部(※)</td> </tr> <tr> <td>維新小学校</td> <td>原，影，中尾，種井の一部(※)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	校 名	通学区域	略		新本小学校	新本	昭和小学校	美袋，日羽，下倉，延原，宇山，槁，種井の一部(※)	維新小学校	原，影，中尾，種井の一部(※)	略	
校 名	通学区域																				
略																					
新本小学校	新本																				
略																					
校 名	通学区域																				
略																					
新本小学校	新本																				
昭和小学校	美袋，日羽，下倉，延原，宇山，槁，種井の一部(※)																				
維新小学校	原，影，中尾，種井の一部(※)																				
略																					
<p>別表第2（第2条関係） <u>中学校学齢生徒の通学区域</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">校 名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>総社中学校</td> <td>秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域</td> </tr> </tbody> </table>	校 名	通学区域	略		総社中学校	秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域	<p>別表第2（第2条関係） <u>総社市立中学校通学区域</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">校 名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>総社中学校</td> <td>秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域</td> </tr> </tbody> </table>	校 名	通学区域	略		総社中学校	秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域								
校 名	通学区域																				
略																					
総社中学校	秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域																				
校 名	通学区域																				
略																					
総社中学校	秦小学校，神在小学校，総社西小学校，新本小学校の通学区域																				

改正後		改正前	
		昭和中学校	昭和小学校，維新小学校の通学区域
略		略	
別表第3（第2条関係） 義務教育学校学齢児童及び生徒の通学区域			
校名	通学区域		
昭和五つ星学園 義務教育学校	美袋，日羽，原，影，中尾，下倉，種井，延原，宇山， 槁		
備考	学区外の就学については，総社市教育委員会が認め た場合は指定学校の変更を行うことができる。		

（総社市立学校管理規則の一部改正）

第4条 総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定による教育委員会の所管に属する小学校，中学校，<u>義務教育学校及び幼稚園</u>（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項については，別に定めのあるものを除くほか，この規則の定めるところによる。</p> <p>（学期及び休業日）</p> <p>第3条 学校教育法施行令第29条の規定により，学校の学期及び休業日を次のとおり定める。ただし，休業日について特別の事情がある場合は，学校長は教育委員会へ届け出て，これを変更することができる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定による教育委員会の所管に属する小学校，中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項については，別に定めのあるものを除くほか，この規則の定めるところによる。</p> <p>（学期及び休業日）</p> <p>第3条 学校教育法施行令第29条の規定により，学校の学期及び休業日を次のとおり定める。ただし，休業日について特別の事情がある場合は，学校長は教育委員会へ届け出て，これを変更することができる。</p>

改 正 後	改 正 前															
(学期) 略	(学期) 略															
(休業日)	(休業日)															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">小学校 中学校 <u>義務教育学校</u></td> <td style="width: 33%;">幼稚園</td> </tr> </table>		小学校 中学校 <u>義務教育学校</u>	幼稚園	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">小学校 中学校</td> <td style="width: 33%;">幼稚園</td> </tr> </table>		小学校 中学校	幼稚園									
	小学校 中学校 <u>義務教育学校</u>	幼稚園														
	小学校 中学校	幼稚園														
略	略															
2 略	2 略															
(校務を分掌する主任等) 第19条 校務を分掌する主任等については、法令に別段の定めのあるもののほか、次表に掲げるとおりとする。	(校務を分掌する主任等) 第19条 校務を分掌する主任等については、法令に別段の定めのあるもののほか、次表に掲げるとおりとする。															
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設置区分</th> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>義務教育学校の前期課程</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	名 称	職務内容	小学校	略		<u>義務教育学校の前期課程</u>			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設置区分</th> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	名 称	職務内容	小学校	略	
設置区分	名 称	職務内容														
小学校	略															
<u>義務教育学校の前期課程</u>																
設置区分	名 称	職務内容														
小学校	略															
(共同実施組織) 第22条 教育委員会は、 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を指定し、当該共同実施組織に係る事務を共同処理するための組織として、拠点となる学校に地方教育行政の組織及び運営に関する <u>法律第47条の4</u> 第1項に規定する共同学校事務室を置く。 2～5 略	(共同実施組織) 第22条 教育委員会は、 <u>小学校及び中学校</u> における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を指定し、当該共同実施組織に係る事務を共同処理するための組織として、拠点となる学校に地方教育行政の組織及び運営に関する <u>法律第47条の5</u> 第1項に規定する共同学校事務室を置く。 2～5 略															
(学校評議員) 第24条 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> に学校評議員を置く。 <u>ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する小学校、中学校及び義務教育学校については、この限りでない。</u> 2 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> の校長は、必要に応じ、学校評議員に学校運営に関する意見又は助言を求めるものとする。 3及び4 略	(学校評議員) 第24条 <u>小学校及び中学校</u> に学校評議員を置く。 2 <u>小学校及び中学校</u> の校長は、必要に応じ、学校評議員に学校運営に関する意見又は助言を求めるものとする。 3及び4 略															

(総社市立幼稚園規則の一部改正)

第5条 総社市立幼稚園規則(平成17年総社市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(教育課程)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)に示す基準により園長が作成し、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">園児定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総社市立昭和五つ星学園幼稚園</td> <td style="text-align: center;">95人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	園児定員	略		総社市立昭和五つ星学園幼稚園	95人	略		<p>(教育課程)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)に示す基準により園長が作成し、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">園児定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総社市立昭和幼稚園</td> <td style="text-align: center;">95人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総社市立維新幼稚園</td> <td style="text-align: center;">60人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	園児定員	略		総社市立昭和幼稚園	95人	総社市立維新幼稚園	60人	略	
名 称	園児定員																		
略																			
総社市立昭和五つ星学園幼稚園	95人																		
略																			
名 称	園児定員																		
略																			
総社市立昭和幼稚園	95人																		
総社市立維新幼稚園	60人																		
略																			

(総社市立幼稚園入園区域に関する規則の一部改正)

第6条 総社市立幼稚園入園区域に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前					
<p>別表</p> <p>幼稚園児入園区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和五つ星学園幼稚園 美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁</td> </tr> </tbody> </table>	略	昭和五つ星学園幼稚園 美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁	<p>別表</p> <p>幼稚園児入園区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和幼稚園 美袋, 日羽, 下倉, 延原, 宇山, 槁, 種井の一部(※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維新幼稚園 原, 影, 中尾, 種井の一部(※)</td> </tr> </tbody> </table>	略	昭和幼稚園 美袋, 日羽, 下倉, 延原, 宇山, 槁, 種井の一部(※)	維新幼稚園 原, 影, 中尾, 種井の一部(※)
略						
昭和五つ星学園幼稚園 美袋, 日羽, 原, 影, 中尾, 下倉, 種井, 延原, 宇山, 槁						
略						
昭和幼稚園 美袋, 日羽, 下倉, 延原, 宇山, 槁, 種井の一部(※)						
維新幼稚園 原, 影, 中尾, 種井の一部(※)						



改正後	改正前
略	略

(総社市視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正)

第7条 総社市視聴覚ライブラリー条例施行規則(平成17年総社市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用許可)</p> <p>第4条 ライブラリーの教具及び教材の使用は、次の各号のいずれかに該当するものが教育上の目的で使用する場合に限り、館長が許可する。</p> <p>(1) 総社市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 ライブラリーの教具及び教材の使用は、次の各号のいずれかに該当するものが教育上の目的で使用する場合に限り、館長が許可する。</p> <p>(1) 総社市立小学校<u>及び</u>中学校</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(総社市学校体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第8条 総社市学校体育施設の開放に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開放の種類)</p> <p>第3条 体育施設の開放は、次の2種類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 遊び場開放 <u>小学校又は義務教育学校</u>の運動場を子供の遊び場として開放することをいう。</p>	<p>(開放の種類)</p> <p>第3条 体育施設の開放は、次の2種類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 遊び場開放 小学校の運動場を子供の遊び場として開放することをいう。</p>

(総社市水辺の楽校カヌー利用料金の減免に関する規則の一部改正)

第9条 総社市水辺の楽校カヌー利用料金の減免に関する規則（平成18年総社市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
総社市水辺の楽校条例（平成17年総社市条例第114号）第11条の規定に基づき、カヌー利用料金を減免することができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 (1) 略 (2) 市内の小学校，中学校又は <u>義務教育学校</u> が教育上の目的で利用するとき。	総社市水辺の楽校条例（平成17年総社市条例第114号）第11条の規定に基づき、カヌー利用料金を減免することができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 (1) 略 (2) 市内の小学校，中学校が教育上の目的で利用するとき。

（教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則の一部改正）

第10条 教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則（平成27年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定により教育長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を <u>市立の小学校長，中学校長又は義務教育学校長</u> に再委任する。 (1)及び(2) 略	総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定により教育長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を <u>市立小中学校長</u> に再委任する。 (1)及び(2) 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。